

毎月6日は「秘密保護法ロックの日」



秘密保護法を 廃止させよう！

通ったからってあきらめることはない！

安全保障にかかわる機密情報を漏らした公務員らへの罰則を強化するという名目で国会に上程されていた特定秘密保護法が、12月6日夜の参院本会議で賛成130票、反対82票で可決成立してしまいました。自民、公明両党は賛成。みんなの党は衆院で賛成、参院（18

名）では退席し、そのうち川田龍平、寺田典城、真山勇一議員は出席して反対しました。次の選挙のために反対した議員は覚えておきましょう。常に与党側について悪法を通してしまおう公明党のあり方も覚えておきましょう。

2014年12月までに廃止させよう！

この法律だけは成立したからといって諦めてはいけなくて多くの人が立ちあがっています。来年12月までに施行ということなので、それまでに廃止させましょう。

成立日の6をとって、施行をロックしようと下記の行動が呼びかけられています。



秘密保護法案投票結果（2013年12月6日定数242人）

党名	賛成	反対	欠席
自民党	110	1 二之湯智	3 赤池誠章 有村治子(病気) 森まさこ(担当大臣)
公明党	20 全員		
民主		58	
みんなの党		3 川田龍平 寺田典城 真山勇一	15
共産党		11	
社民党		3	
新党改革		1 平野達男	2 荒井広幸 浜田和幸
生活の党		2	
維新の会			9 全員
無所属		3 糸数慶子 興石東(副議長) 山本太郎	1 山崎正昭(議長)
合計	130	82	30

秘密保護法廃止！
ロックアクション

場所：中之島女神像前（市役所南側）

時間：18時30分～

デモ出発：19時15分予定

- ・1月6日（月）
- ・2月6日（木）
- ・3月6日（木）

※どの日も場所、開始時間は同じ



違法無効な特定秘密保護法

政府は福島みずほ議員の強い要求があるまで内閣官房の作成とされる「特別秘密の保護に関する法律案【逐条解説】」という文書を開示しませんでした。12月5日午前11時45分

になって、ようやく開示しました。成立の1日前です。

言い方を変えれば、法案の中身を充分議員に知らせずに成立させようとしていたということです。委員会採決も、最後は、全く言葉も聞き取れない、議事録もないような状態での採決であり、手続的にも違法無効です。



何がヒミツか分からない

秘密保護法は、何が秘密に指定されるかが限定されず、政府の違法行為を秘密に指定してはならないことも明記されていません。

公務員だけでなく、ジャーナリスト・市民も独立教唆・共謀の段階から処罰されます。独立教唆とは聞き慣れない言葉ですが、朝日新聞の解説によれば、そそのかし(教唆)を受けた公務員らが実際には情報を漏らしていなくても、そそのかした方が罪に問われるという法理。特定秘密保護法24条は「(特定秘密漏洩)行為の遂行を共謀し、教唆し、または扇動した者は、5年以下の懲役に処する」と規定しています。通常の教唆罪が犯罪の実行

裁判になっても分からない

があつて初めて成立することから考えると、罪というものの概念が拡大しています。

政府の違法行為を暴いた内部告発者やジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていません。権威ある国際原則であるツワネ原則にもことごとく反しています。ふたりの国連特別報告者とピレー人権高等弁務官からも重大な懸念が表明されています。

安倍首相はTVで、一般の皆さんが罪に問われることはないと言いつつ打ち消していましたが、口約束にすぎません。法文に書いてないことは運用するときに適用されません。必ず廃止にもっていきましょう。

大阪弁護士会も抗議声明！

「本法は、国民主権、三権分立という憲法の根本原理を蔑ろにし、多くの市民・団体等が反対している点からしても、また秘密保全法制の国際的な準則であるツワネ原則に違反していることからしても、到底容認できるものではない。今政府に求められているのは、秘密を作ることではなく情報公開を進めることである。当会は、特定秘密保護法の強行採決に対して断固として抗議し、改めて本法の即時廃止を強く求めるとともに、知る権利を拡充し実効性あるものとするために、情報公開法及び公文書管理法の改正に取り組むものである。(2013年12月10日大阪弁護士会HPから抜粋)」と声明を出し、右のたたかいを呼びかけています。



◆大阪弁護士会主催◆

- ・ 1月24日12時
昼休みデモ 11時30分
弁護士会館1階集合
- ・ 2月13日18時30分～
ミニ集会
- ・ 4月12日(土) 13時30分～
シンポジウム
会場はどれも弁護士会館
(大阪市北区西天満1-12-5)